



組合員の生活が第一!

組合費について議論・確認がなされる

4月1日、本部組織対策委員会が開催され、「育児・介護A・育児・介護B勤務者取得」の組合費について以下のように確認がされました。

《確認事項》

現行の組合費は年代に応じた組合費であり、結集するための組織を相互に守り運営・発展させるうえで年代別としています。そのうえで組合員が直面する子育て環境や経済状況と、将来的な少子高齢化社会での介護問題を議論し、育児・介護勤務A【短時間勤務】、育児・介護勤務B【短日数勤務】取得組合員を全体で支えることを確認しました。

1. 年代別組合費納入者で「育児・介護A、育児・介護B勤務」取得の年代別組合費は8割とする。これによる組合員の権利は規約第9条に則り変わらない。
2. 2022年4月1日に遡り施行する。
3. 「育児・介護A、育児・介護B勤務」取得組合費を下記の通り適用する。
20歳代現行組合費2,000円のところ1,600円を適用
30歳代現行組合費3,000円のところ2,400円を適用
40歳代・50歳代現行組合費4,000円のところ3,200円を適用。

子育てに関する経済状況
少子高齢化に伴う介護問題 ⇒ 組合員の生活に直結

私たちは育児・介護に目のいく労働組合に!